

2011～2012年度

地区ガバナー

第1副地区ガバナー

第2副地区ガバナー



# 選挙公報



## 代議員の皆様へ



ライオンズクラブ国際協会330-A地区  
選挙管理委員会

委員長 湯 田 啓 一

陽春の候、代議員の皆様におかれましては、日頃よりライオンズクラブのためにご尽力を賜り、心より感謝申し上げます。

この度2011～2012年度330-A地区における地区ガバナー、第1副地区ガバナー及び第2副地区ガバナーの選出にあたりまして、グッド・スタンディングのメンバーの立候補がなされ、去る平成23年3月18日届出の締切りを行いました。その結果、地区ガバナー立候補者1名、第1副地区ガバナー立候補者1名、そして第2副地区ガバナー立候補者1名の届出となりました。

選挙管理委員会は、各立候補者の資格審査を行いましたところ、幸いにも各立候補者におかれましては、有資格者であることを確認いたしました。

平成23年4月23日（土）、東京プリンスホテルでの「第57回年次大会」において、各選出の選挙を実施する運びであります。

選挙運動は、平成23年4月1日公示日の翌日である4月2日より4月22日までとなっております。

当然のことながら、公正・公平でクリーンな選挙が期待されているところであり、メンバー各位のご理解とご協力を切にお願いするところであります。

選挙違反行為に対しましては、迅速且つ厳正に対処するつもりでおりますので、何卒宜しくお願い申し上げます。



# 330-A地区・地区ガバナー立候補者



氏名	大石 誠 (おおいし まこと)
所属	第2 R・第2 Z 東京数寄屋橋LC (会員番号375901)
生年月日	昭和20年1月4日 満66歳
住所	〒168-0065 東京都杉並区浜田山2-15-1
現職及び職歴	株式会社 太陽リアルエステート 代表取締役

## ● ライオン歴

- ・ 1985年10月 東京数寄屋橋ライオンズクラブ入会  
(チャーターメンバーでない)
- ・ 1989～1990年 クラブ幹事
- ・ 1992～1993年 330-A地区 会員委員会委員
- ・ 1994～1995年 330-A地区 会員委員会副委員長
- ・ 1995～1996年 クラブ第一副会長
- ・ 1996～1997年 クラブ会長
- ・ 1998～1999年 330-A地区 キャビネット副幹事
- ・ 1999～2000年 330-A地区 会則・政策委員会副委員長
- ・ 2000～2001年 330-A地区 キャビネット幹事  
330複合地区 ガバナー協議会運営委員会委員
- ・ 2001～2002年 330-A地区 2Rリジョンチェアマン
- ・ 2002～2003年 330-A地区 選挙管理委員会副委員長
- ・ 2003～2004年 330-A地区 年次大会委員会副委員長
- ・ 2005～2006年 クラブ理事
- ・ 2006～2007年 330複合地区 ガバナー協議会運営委員会副委員長
- ・ 2008～2009年 330-A地区 LCIF委員会委員長  
330複合地区 LCIF委員会委員
- ・ 2009～2010年 第二副地区ガバナー
- ・ 2010～2011年 第一副地区ガバナー MERL委員会委員長  
※メルビン・ジョーンズ・フェロー 3回

## ● 主なアワード受賞歴

- ・ 2000～2001年 ・ 国際会長感謝状受賞

## 所信表明

この度の東日本大震災により、被害に遭われた皆さんに心よりお見舞い申し上げます。1日も早く復興されますよう最大限の協力をさせていただきます。

さてこの度、地区ガバナーに立候補を致しました、東京数寄屋橋LC所属のL大石誠でございます。

昨年の第56回年次大会で第1副地区ガバナーに推挙を受けて1年になります。その間、河合G、岡野前Gを始め先輩Lの方々のご指導もあり多くのことを学ぶことが出来た有効な1年でした。

各クラブ会長の皆さまが、明確な運営方針の下でクラブの活性化に1年間努力されているお姿を拝見し、改めてリーダーシップの重要さと、又それを支える会員1人1人の「ライオンズの誓い」と「ライオンズのモットー」に基づいた意識と行動の大切を痛感いたしました。

私は、クラブの活性化こそがLCの発展の礎であると改めて確信をしました。

立候補に当たり所信を述べさせていただきます。

地区内のLCの融和と協調を図ると共に、ライオニズムを高揚するためにLC国際協会の基本的運営方針に従い各クラブの運営が円滑に運ぶように致します。

又クラブの活性化と地区の発展の為に、会長の皆さまと連携をしてその実現に努力をして参ります。次に運営方針を申し上げます。

### 1. 会員の維持と増強及びエクステンション

LCが発展をするために、このテーマは、永遠の課題です。

今日の経済及び社会状況の中での会員の増強は、簡単ではありませんが会員の皆さまと連携し問題解決に努力を致します。

新年度国際協会の方針に、地区に新制度を導入して3年に亘り会員増強に取り組む計画がありますので実行すると共に、単年度では、各クラブ会長並びに地区役員の皆さまにお願いして具体的な数値目標を設定し、その対策を考えていただき会員増強を推進したいと考えております。

退会者の防止については、地区委員会が中心になり各クラブと連携をし具体策を考え実行致します。

更にエクステンションについて、地区では時代に合った新クラブ結成を強力に推進したいと考えます。

### 2. 青少年の健全育成

十数年に亘り我々は、地区内各クラブを中心に“ダメ。ゼッタイ”の下で薬物乱用防止活動を継続して参りました。今

日その活動が日本全国のLCに広まり、又行政機関に認められ後援を受ける迄になりました。

そこで地区として、「薬物乱用防止キャンペーン」を2011年10月16日(日)日比谷公会堂で開催をし、子供達を薬物乱用から守ると共に社会を巻き込む大きな運動にしたいと考えています。青少年の健全育成に取り組むことは、これからのLC発展の礎であると確信をし、更に強力に推進して参ります。

### 3. 環境問題

地区環境委員会の各クラブに対する啓発活動及び各クラブの環境保全活動を更に力づく支援を行うと共に、国際会長方針の100万本植樹キャンペーンを各クラブと連携し推進を致します。

### 4. 奉仕活動を見直す

ライオンズの奉仕活動で大切なことは、1. 受ける人から喜んでもらうこと。2. 受ける人に喜んでもらうことにより会員各位が遣り甲斐を感じる。3. 社会から評価されること。の三点に尽きると考えます。

是迄各クラブは、立派な奉仕活動をされて来ましたが、もう一度上記の視点に立ち見直しを行い、更に良い奉仕活動にしていきたいと思います。

又日本にLCが設立されて六十年になり、ライオンズを取り巻く環境も会員の価値観も大きく変化をしております。これからは、社会で評価されることを今迄よりも意識をして奉仕活動を行ない、社会でのLCの認知度を高めることが重要であると考えます。

### 5. 法人化の問題

この改革は、言うは易く行うは難しの言葉のように大変難しいことですが、ライオニズムの高揚と、これから日本のLCの発展を考えると、決して避けることの出来ない大事なことです。会員の皆さまと英知を結集して実現をしたいと考えます。

地区及び地区内クラブには、多くの課題がありますが、私はライオンズ活動の原点であるクラブの活性化、会員の維持と増強、エクステンション、青少年の健全育成、環境問題そしてLC法人化について、クラブの会長さんを始め会員の皆さまと連携をして解決に努力をして参ります。メンバー各位のご理解と絶大なるご支援とご協力を心よりお願い申し上げます。



# 330-A地区・第1副地区ガバナー立候補者



氏名	阿久津 隆文 (あくつ たかふみ)
所属	第3R・第3Z 東京赤坂LC (会員番号978585)
生年月日	昭和26年11月25日 満59歳
住所	〒108-0071 東京都港区白金台5-12-3 芝白金ヒルズ204
現職及び職歴	株式会社 アセットマネジメント 代表取締役

## ● ライオン歴

- ・ 1997年7月 東京赤坂ライオンズクラブ入会  
(チャーターメンバーでない)
- ・ 1998～1999年 クラブ副幹事
- ・ 1999～2000年 クラブ幹事
- ・ 2000～2001年 クラブ理事
- ・ 2001～2002年 クラブ会長
- ・ 2002～2003年 8R1Zゾーンチェアマン、クラブ理事
- ・ 2003～2004年 キャビネット副幹事、MERL委員会委員、クラブ理事
- ・ 2004～2005年 8Rリジョンチェアパーソン、クラブ理事
- ・ 2005～2006年 法人管理運営建設計画特別委員会副委員長、クラブ理事
- ・ 2006～2007年 総合事務所建設準備委員会副委員長、運営協議会委員  
CFSⅡ特別委員会8Rコーディネーター、クラブ理事
- ・ 2007～2008年 会員増強委員会副委員長、クラブ理事
- ・ 2008～2009年 会員指導力育成委員会副委員長、クラブ理事  
年次大会登録部会副委員長
- ・ 2009～2010年 指導力育成委員会副委員長、クラブ理事
- ・ 2010～2011年 第2副地区ガバナー、MERL委員会副委員長、クラブ理事  
※メルビン・ジョーンズ・フェロー 2回

## ● 主なアワード受賞歴

国際会長感謝状 5回

## 所信表明

この度、2011～2012年度330-A地区第一副地区ガバナーに立候補致しました3R 3Z東京赤坂ライオンズクラブ所属のL阿久津隆文です。

「変から新へ」テーマに第2副地区ガバナーに選任頂いてから、各クラブへ例会訪問やクラブアクティビティに伺って参りました。少人数のクラブでもしっかりした活動をされているところもあり、大人数のクラブでもそれなりの活動をされておりました。しかしながら、例会運営等や長年の継続事業がマンネリ化で出席率の低下や、会員の減少が見受けられました。皆様のクラブでは如何でしょうか？

一人一人の志と意識改革でクラブの活性化を、そして融和と活力のある330-A地区を目指しましょう！私はそのために5つの提案を致します。

### 1. 未来に導くためのクラブ活性化

クラブを未来に導くためには魅力あるクラブ作りが必要です。それにはメンバーの協力と意識改革、そして行動が必要です。

- ・例会運営等の見直し

会議のマンネリ化の打破

- ・合同例会の実施

クラブ合併・支部

- ・アクティビティの見直し

汗をかいたか・感動したか

- ・単一アクティビティから共同アクティビティへ

効果大

- ・若いメンバーや女性メンバーのための環境作り

- ・地域社会との関係確立

メンバーの協力と行動です。キャビネットも連携して活性化をサポート致します。

### 2. メンバー・クラブ目線に立ったキャビネット運営

サポートセンターとしての役割となるキャビネット運営を行います。委員会においてもメンバー・クラブをサポートする体制を構築します。

地区ガバナーチームと連携し、良いことは継続し改善の必要なものは変えて参ります。

### 3. ライオンズデイ等での統一行動

各クラブのアクティビティを別々行うより、同時に行うことで地域社会に対してPR効果を高めます。また、リジョン・ゾーン等での統一行動を行うことにより成果も大となります。各地域に合わせ行動しましょう。

### 4. 身近にできる環境問題の取り組み

環境問題は既に始まっております。ライオンズの環境憲章に基づき個人・家庭・職場・地域社会等で身近にそして誰でも手軽に行動できる具体的な環境保全活動をクラブと共に考え実行します。

### 5. 危機管理の体制作り

防災に対する危機管理体制作りが必要です。クラブとキャビネットの危機管理体制を確立致します。

以上が私の所信です。クラブの活性化により会員増強も可能です。メンバーの皆様の協力と行動で、共に活性化して参りましょう。



# 330-A地区・第2副地区ガバナー立候補者



氏名	鈴木 定光 (すずき さだみつ)
所属	第4R・第2Z 東京江東南LC (会員番号1435852)
生年月日	昭和25年7月20日 満60歳
住所	〒135-0033 東京都江東区深川2-16-7
現職及び職歴	心行寺 代表役員 双葉幼稚園 園長

## ● ライオン歴

- ・ 1988年1月9日 東京江東南ライオンズクラブ入会  
(チャーターメンバーでない)
- ・ 1989～1990年 クラブ理事
- ・ 1990～1991年 クラブ理事
- ・ 1991～1992年 クラブ理事
- ・ 1993～1994年 クラブ理事
- ・ 1994～1995年 クラブ理事
- ・ 1996～1997年 クラブ会長
- ・ 1998～1999年 330-A地区指導力育成委員会委員
- ・ 2000～2001年 クラブ理事
- ・ 2001～2002年 クラブ理事
- ・ 2002～2003年 クラブ理事
- ・ 2003～2004年 330-A地区献血献腎推進委員会委員
- ・ 2004～2005年 330-A地区キャビネット副幹事
- ・ 2005～2006年 クラブ会長
- ・ 2006～2007年 4R2Zゾーンチェアパーソン
- ・ 2007～2008年 330-A地区事後処理特別委員会副委員長
- ・ 2008～2009年 4Rリジョンチェアパーソン
- ・ 2009～2010年 複合地区レオ・ライオネス・女性参加委員会副委員長
- ・ 2010～2011年 複合地区政策・中長期計画委員会副委員長  
※メルビン・ジョーンズ・フェロー 12回

## ● 主なアワード受賞歴

国際会長感謝状 3回

## 所信表明

このたびの東北太平洋沖大震災で尊い命を失った方々に深い哀悼の意を表させていただくとともに、被災された方々に心からのお見舞いを申し上げます。

こうした未曾有の大災害に際してこそ、私たちライオンズクラブ存在の真価が問われるのだと心から思う次第です。

また、昨今の国家および自治体財政悪化の中で、行政サービスの行き届かないスキマは必然的に拡大しつつあります。そのスキマの幾分かを埋めていくこともライオンズクラブに課せられた責務ではないかと思えます。

そのためには、さらなる奉仕人口の拡大、すなわち会員増強を図り、時代のニーズにあわせたアクティビティを探し出し、クラブ活力を強化していくことが、ライオンズクラブの喫緊の課題ではないでしょうか。

そしてその課題解決を強力にサポートしていくのがキャビネットの役割と考えます。すなわち330-A地区キャビネットの在り方について意識改革を図り、リジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソン、各委員会組織の連携強化を図ることによって、地域社会に根差した奉仕活動を行っている単位クラブの力強いサポーターとなることが、地区キャビネットの任務と考えます。

この地区キャビネットのあるべき姿が実現されるならば、必ずや私たちのライオンズクラブは、社会から真の奉仕団体として認められ、評価され、称賛される奉仕団体になることができると思います。

私、ライオン鈴木定光は、以上のような思いから、4リジョンのメンバーをはじめ、多くの先輩ライオンからのご推挙をいただき、このたび330-A地区第2副地区ガバナーに立候補をさせていただきました。浅学非才の身ではありますが、ライオンズクラブに対する熱い思い、懸ける情熱はだれにも負けないつもりです。

私はお約束いたします。

1. 奉仕団体として誇り得る姿の追求！
2. ライオンズクラブを名実ともにボランティア団体の旗手に！
3. 330-A地区を日本のみならず世界でも通用する“花の330-A地区”に！

ライオンズクラブの“縁”と“絆”を原動力にすれば、ライオンズクラブの未来を構築することは、決して不可能ではないと思います。ぜひ共に手を携えて330-A地区の輝かしい未来を切り開いていこうではありませんか。

メンバーの皆様の限りないご支援を心からお願い申し上げます。



国際会則および付則、複合地区会則、330-A地区第57回年次大会議事規則並びに地区ガバナー、副地区ガバナー選挙に関する規定に従い、地区ガバナー、第1副地区ガバナー、第2副地区ガバナー選出のための選挙を、次のとおり行う。

## 記

### 1. 代議員

- (ア) 本大会開催前月1日付の国際本部の記録に基づき、少なくとも1年と1日以上クラブに在籍している会員数に基づき、クラブより派遣される代議員は513名とする。
- (イ) クラブ代議員以外の現・前・元地区ガバナー等の代議員有資格者は22名とする。

### 2. 代議員証

- (ア) 上記クラブ代議員については、クラブよりの登録申請名簿に基づき、資格審査委員会が資格を審査し、かつ、クラブに送付した代議員証に所属クラブ会長が署名したものをもって有効とする。
- (イ) 代議員証は、「各分科会」ごとに色別となっている。この代議員証には切り取り線が入っているが、投票日の選挙投票用紙引替時までは切り離してはならない。

### 3. 代議員会への出席／登録

- (ア) 代議員は、各自代議員証を提示して登録の確認を受けなくてはならない。
- (イ) 代議員名簿と照合するために、必ず本人が行わなければならない。
- (ウ) 登録受付時間は、9時00分より9時50分までとする。
- (エ) 代議員会は、10時10分に開会。登録受付場所の混雑が予想されるので9時50分までには登録手続きを済ませること。9時50分には、登録受付は停止する。  
代議員会場入口は、10時00分に閉鎖する。
- (オ) (エ)の時間に遅刻したときは、会場への入場は出来ないものとし、選挙の投票権を行使できない。
- (カ) 代議員が出席できない場合には、補欠代議員が出席できる。その手続きは資格審査委員会の指示に従う。

### 4. 代議員会場

- (ア) 会場では予め指定された、各分科会席に着席する。
- (イ) 代議員会には、代議員以外の入場はできないが「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙委員会」の構成員は代議員会に立ち入ることができる。
- (ウ) 代議員会には、代議員以外の入場はできないが、資格審査委員会、議事運営委員会、決議委員会、年次大会事務局、年次大会部会の各構成員は、議長の承認の下、代議員会に立ち入ることができる。
- (エ) 代議員以外の代議員会立ち入り者は、議長の許可を得て発言することができる。

### 5. 公開討論会または立会演説会

- (ア) 投票日は、年次大会当日とする。
- (イ) 立候補者が複数の時、公開討論会または立会演説会を1回以上実施する。
- (ウ) 「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙委員会」の定める順序・制限時間内で公開討論会または、立会演説会をする。
- (エ) 公開討論会または、立会演説会の時間等の詳細は予め立候補者の所属クラブ会長と立候補者に連絡する。

### 6. 投票

- (ア) 議長は、次期ガバナー立候補者、次期第1副地区ガバナー立候補者、次期第2副地区ガバナー立候補者を会場において紹介する。
- (イ) 「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙委員会」委員長の指示に従い、分科会毎に投票する。
- (ウ) 「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙委員会」は、会場内投票所受付において、代議員証に添付されている「選挙投票用紙引替証」と引換えに、投票用紙を交付する。
- (エ) 投票用紙には、候補者名が印刷してあるので、指定された欄に○印を記入し、指定の投票箱に投票する。  
ただし、選挙管理委員会は、必要と認めたときは他の記載または記入方法を定めることができる。
- (オ) 次の投票は無効とする。
  - ① 指定の投票箱以外の箱に投票したもの
  - ② 指定の投票用紙以外の用紙を用いたもの
  - ③ 複数の候補者に○印を記載したもの
  - ④ ○印以外の記号および他事を記載したもの
  - ⑤ その他「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙委員会」委員長の判定困難なもの
- (カ) 投票は「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙委員会」が管理する。
- (キ) 各候補者は所属クラブ1名及び候補者の推薦する1名の代議員でない立会人を指名し、選挙管理委員会の承認の下、開票に立会うことができる。
- (ク) 「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙委員会」委員長は、議場の代議員がすべて投票を終了したと認めたとき、投票終了を宣言し直ちに開票を始める。
- (ケ) 投票の立会人は、開票に立会うことができる。
- (コ) 「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙委員会」「議事運営委員会」「資格審査委員会」および上記立会人「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙委員会」委員長の指名を受けた選挙管理実務担当補助者以外の者は、投票終了後、開票所に入ることは出来ない。但し、投票および開票を見ることを希望する者は、指名・選挙委員会の承認を得て、投票所および開票所の特定された場所においてこれを見る事が出来る。
- (サ) 過半数の得票の候補者を当選とする。  
ここで過半数とは(オ)①～⑤で指定された無効票を除く有効な投票合計数の半数を超える数を意味する。
- (シ) 過半数の得票の候補者がなかった場合には、直ちに得票数の多かった上位2名において再度選挙を実施する。  
再度の選挙の場合も、その投票の方法は第1回目の選挙と同様とする。
- (ス) 「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙委員会」委員長は、地区ガバナー、第1副地区ガバナー、第2副地区ガバナーの選挙投票開票終了後、ただちに委員長および立会人の署名した報告書を議長に提出する。
- (セ) 代議員会当日の選挙運動、会場内外でのピラマキ、投票勧誘行為、投票妨害行為その他選挙規定に反する一切の行為を禁止する。

### 7. 結果発表

- (ア) 投票の結果発表は、再開代議員会において議長が行う。

以上



# 2011-2012年度 地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー選挙に関する規定

## 第一章

### 第1条 (規定の目的)

地区ガバナー、第1副地区ガバナー、第2副地区ガバナーの選挙に関する事項については、国際会則、複合地区会則に規定するもののほか、この規定の定めるところによる。

### 第2条 (選挙の倫理)

選挙は、ライオンとしての誇りとその責任を自覚して、この規定を誠実に遵守し、厳正に施行する。

### 第3条 (選挙の日)

選挙は、年次大会の日、または、ガバナーが定めた日に行う。

### 第4条 (選挙運動期間)

選挙運動期間は、当該立候補者が立候補届出後、選挙管理委員会による資格審査を経て、公示された日の翌日から選挙の日の前日までとする。

### 第5条 (選挙の管理)

選挙は、選挙管理委員会が管理する。

## 第二章 立候補および責任者

### 第6条 (立候補の届出)

会員は、選挙管理委員会が定める方式および期限内、金20万円の立候補登録料を添えて立候補届を選挙管理委員会に届出して候補者となることができる。

### 第7条 (代議員名簿)

- 立候補者と選挙責任者は、連名にて選挙管理委員会に対して、所定の誓約書の交付と引き換えに住所録を付した当期の代議員名簿（電子媒体）の交付を求めることができる。
- 立候補者・選挙責任者及び会員は、前項の代議員名簿を選挙の目的以外に使用してはならない。
- 第1項の代議員名簿（電子媒体）は、選挙終了後、速やかに選挙管理委員会に返還しなければならない。

### 第8条 (選挙責任者)

- 立候補者は、立候補者の属するクラブ会員から選挙責任者1名を定め、その者と連署して立候補届書を選挙管理委員会に届出なければならない。
- 選挙責任者は、立候補者のための一切の選挙運動を統括し、選挙運動をするものを監督する。
- 選挙責任者を欠くに至ったときは、立候補者は直ちに後任者を選任し、その者と連署して選挙管理委員会に届出なければならない。

## 第三章 選挙運動

### 第9条 (選挙運動の禁止事項)

- 選挙運動とは、特定の選挙に関し、特定の候補者に投票させるべく働きかける行為を言う。
- 立候補者、選挙責任者及び会員は選挙に関し、特定の候補者に投票をさせることを目的として次の行為をしてはならない。
  - 選挙運動を、第4条の期間（選挙運動期間）以外にすること。
  - クラブ例会、ガバナー諮問委員会に出席して、食費実費以外の金品の支払をすること。
  - 自宅または職場への戸別訪問をすること。
  - 金品の贈与、供応、乗物の提供その他利益の供与または、その約束をすること。
  - 虚偽の事実を流布し、または、他の候補者を誹謗すること。
  - 新聞雑誌その他の報道機関に候補者に関する記事、または、広告を掲載すること。
  - 電報・ファクシミリ・電子メールより投票を依頼すること。
  - 投票所の付近およびその通路に徘徊佇立すること。
  - 選挙投票日に、投票以前に飲食を提供すること。
  - 代議員、または、その関係者の利害関係を利用すること。
  - 代議員の選挙権の行使を妨げること。
  - 現、前、元地区ガバナー及び副地区ガバナーが、次期第2副地区ガバナー選出及びその選挙に関し、特定の候補者を推薦すること、立候補者と一緒に行動を共にすること、代議員の自宅や勤務場所、ライオンズクラブの例会訪問並びにガバナー諮問委員会等と同行すること。
  - 立候補の届出及び選挙公報に関し虚偽の記載をすること。
  - その他、本規定に違反する行為を行うこと。

### 第10条 (文書による運動)

- 選挙運動に関する文書には、その文書について責任を有する会員の氏名を文書責任者として明記するものとする。
- 文書による選挙運動としては、通常葉書（内国郵便約款第2章第3節第20条・第21条・第22条による）のみを発信することができる。

## 第四章 違反行為に対する処置等

### 第11条 (違反に対する基本姿勢)

本地区は、本地区ライオンズメンバー全員が「ライオンズの誓い」及び「ライオンズ道徳綱領」の精神を指針とする人格者であることを信頼し、本規定に違反した者に対してはも本人の真摯な自立的対処を期待する。

### 第12条 (違反に対する処置)

- 選挙管理委員会は、第4条、第9条及び第10条に違反する行為をした立候補者及びその選挙責任者に対して警告することができる。
- 選挙管理委員会は、前項の警告にもかかわらず違反行為を止めない立候補者及び著しい違反行為をした立候補者に対して、弁明の機会を与えたうえで、立候補の辞退を勧告すると共に、各クラブ会長及び代議員宛その違反行為の内容を通知することができる。

- 指名管理委員会は、前項の勧告に従わない立候補者に関しては、選挙管理委員会の報告に基づき、大会当日その代議員総会において、投票前に立候補者の氏名、その違反行為及び当日までの経緯を報告することができる。

## 第五章

### 第13条 (選挙公報)

- 選挙管理委員会は、選挙公報を発行し、投票日の前日から起算して5日前までに選挙権のある会員に発送する。
- 選挙公報には、候補者の、氏名、生年月日および登録年月日を記載する。
- 選挙公報に掲示する掲載文、写真は、立候補者の届出したものを掲載する。
- 前項の掲載文、肖像写真等は、選挙管理委員会が定めるサイズの紙面に納まるものでなければならない。

### 第14条 (公開討論会又は、立会演説会)

- 選挙管理委員会は、一回以上の立候補者の公開討論会又は、立会演説会を催すことができる。
- 公開討論会又は、立会演説会の日時および場所は、すみやかに公示し、かつ、会員および立候補者に通知する。
- 公開討論会又は、立会演説会の弁士は、立候補者と立候補者の所属するクラブメンバー応援者一人に限る。
- 公開討論会又は、立会演説会の実施について、必要な事項は、選挙管理委員会が定める。

### 第15条 (投票用紙)

投票用紙は、選挙管理委員会が作成し、投票所において選挙人に交付する。

### 第16条 (投票の無効)

次の投票は無効とする。

- 指定の投票箱以外の箱に投票したもの。
- 指定の投票用紙以外の用紙を用いたもの。
- 複数の候補者に○印を記載したもの。
- 印以外の記号および他事を記載したもの。
- 印の記載のないもの。
- その他判断の困難なもの。

### 第17条 (当選人)

- 有効投票の過半数の得票者をもって当選人とする。
- 有効投票の過半数の得票者がなかった場合には、直ちに得票数の多かった上位2名において再度選挙を行なう。

## 第六章 選挙管理委員会

### 第18条 (構成)

- 選挙管理委員会の委員長、委員の総員数は20人以内とし、ガバナーが任命する。
- ガバナーは必要に応じ、副委員長を任命することができる。

### 第19条 (正副委員長)

- 委員長は、委員会を召集し、その議長となり委員会を代表する。
- 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、入会順でその職務を代行する。

### 第20条 (服務規定)

選挙管理委員会、かつ、その構成員は、中立、公正に職務を行うものとする。

### 第21条 (違反行為の連絡)

- 会員は前記諸事項に関する違反事実があった場合には、選挙管理委員会に通知しなければならない。
- 選挙管理委員会は前項の連絡事項について調査、検討して地区ガバナーへ通知するものとする。

### 第22条 (選挙管理委員会の義務)

選挙管理委員会は、会員の行為がこの規定に違反するおそれがあると認めるときは、警告その他適当の処理を講じ、違反のないように務めなければならない。

### 第23条 (委員に対する制約)

- 委員会委員は、候補者、または、その推薦人になることができない。
- 委員会委員は、選挙公示後辞任することができない。

## 附 則

### 第1条

- この規定は、平成11年11月26日から施行する。
- 平成12年11月20日一部改定。
- 平成13年11月16日一部改定。
- 平成18年1月17日一部改定。
- 平成18年4月22日一部改定。
- 平成19年3月26日一部改定。
- 平成20年11月18日一部改定。
- 平成21年11月6日一部改定。
- 平成22年11月8日一部改定。

### 第2条

この規定の改廃は、330-A地区キャビネット会議の決議を経て行なうものとする。

### 第3条

この規定の細則をこの規定の精神に反しない限りキャビネット会議において定めることができる。

## 細 則

### 第1条

立候補者が1名のときは、規定第13条の選挙公報の発送は選挙公報をキャビネットのホームページに掲載することをもって代えることができる。

# 次期地区ガバナー、次期第1・第2副地区ガバナー

## 選挙日程

1

### 立候補届出日

受付日時：2011年3月18日(金) 13時00分～16時30分  
締切：当日限り  
受付場所：330-A地区キャビネット事務局内 選挙管理委員会

2

### 資格審査日

2011年3月25日(金)

3

### 公示日

2011年4月1日(金)

4

### 選挙運動期間

自 2011年4月2日(土)  
至 2011年4月22日(金)

5

### 選出日

第57回年次大会当日  
2011年4月23日(土)  
東京プリンスホテル